

社援発第1005014号
平成17年10月5日
第一次改正
社援発第0215008号
平成19年2月15日
第二次改正
社援発0726第17号
令和5年7月26日
第三次改正
社援発0913第2号
令和6年9月13日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図る
ためのスペース（地域交流スペース）の整備について

標記については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、その取り扱いに当たっては次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配意願いたい。

なお、平成13年3月21日社援発第460号「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」は廃止する。

I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備

1 趣旨

社会福祉施設等が在宅福祉の増進を図るため、その機能を十分に発揮できるようにするため、地域に密着した独自の事業を実施するために必要なスペースをモデル的に整備する。

2 対象施設

地域に密着した独自の事業を実施し、または実施を予定している場合であって、このための専用スペースを整備する保護施設等、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設の入所施設（個別にモデル施設として指定）。

3 補助対象

地域に密着した独自の事業を実施する上で必要な専用スペース
(例示)

- ・ ボランティアの情報交換の場・活動拠点等のスペース
- ・ 地域の人々と入所者が交流するための談話等ができるスペース
- ・ 家族・他施設入所者・地域の人々が入所者と泊まれる宿泊室
- ・ その他の地域に密着した独自の事業を実施するためのスペース等

II 防災拠点型地域交流スペースの整備

1 趣旨

災害時における要援護者は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや福祉サービスの提供を受けることが、極めて困難になることが多い。

このため、これら要援護者に対する処遇に関して専門的機能を有する社会福祉施設において、被災要援護者の受け入れが可能となる設置等を備えた防災拠点型地域交流スペースを整備し、災害時における要援護者の処遇の確保に資するものである。

2 対象事業

I の地域交流スペースの整備に併せて、災害等において避難生活が必要となった障害者等の要援護者の受け入れが可能となる設備等を備えたスペースを一体的に整備する事業。

3 その他

- (1) 要援護者の緊急受入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。
- (2) 要援護者の受入に当たっては、必要な介護、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。
- (3) 災害時において、要援護者30人程度が一時的に避難生活が可能なスペース及び設備の確保が図られること。
- (4) 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するた

めのスペースとして活用するものであるが、災害時には速やかに要援護者の受入れ体制が確立できる活用方法とすること。

Ⅲ 補助基準単価（Ⅰ及びⅡ共通）

平成１７年１０月５日厚生労働省発社援第１００５００３号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」の第２の６の（１）のエに定めるところによるものとする。

ただし、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設にあっては、同交付要綱別表１－３に定めるところによるものとする。